

JIS

環境配慮設計一原則，要求事項及び手引

JIS Q 62430 : 2022

(IEC 62430 : 2019)

(JEMA/JSA)

令和 4 年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

氏名	所属
(部会長)	
松橋 隆治	東京大学
(委員)	
安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
椎名 武夫	千葉大学
寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
清家 剛	東京大学
高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
千葉 光一	関西学院大学
寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
中川 梓	一般財団法人日本規格協会
久田 真	東北大学
廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
藤本 浩志	早稲田大学
星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
細谷 恵	主婦連合会
棟近 雅彦	早稲田大学
村垣 善浩	神戸大学
山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
山田 陽滋	名古屋大学
和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

氏名	所属
(部会長)	
古関 隆章	東京大学
(委員)	
青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
岩淵 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
上野 貴由	一般社団法人日本電機工業会
岡本 正英	株式会社日立製作所
上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
河合 和哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
熊田 亜紀子	東京大学
高橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
田中 博敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
田辺 恵子	主婦連合会
野田 耕一	一般財団法人日本規格協会
林 泰弘	早稲田大学
平本 俊郎	東京大学
藤原 昇	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.12.20

官 報 掲 載 日：令和 4.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治) / 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 / 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 設計及び開発に関連する用語	2
3.2 製品のライフサイクルに関連する用語	3
3.3 環境配慮設計要求事項に影響を与える、又はその管理に関連する者の用語	4
3.4 環境に関連する用語	4
4 環境配慮設計の原則	6
4.1 一般	6
4.2 ライフサイクル思考 (LCT)	6
4.3 組織の方針としての環境配慮設計	6
5 環境配慮設計の要求事項	6
5.1 一般	6
5.1.1 環境配慮設計の組織のマネジメントシステムへの組込み	6
5.1.2 環境配慮設計の適用範囲の決定	7
5.1.3 環境配慮設計の要素	7
5.1.4 文書化した情報	7
5.2 ステークホルダーの環境要求事項の分析	7
5.3 環境側面の特定及び評価	8
5.4 環境配慮設計の設計及び開発への組込み	8
5.5 環境配慮設計のレビュー	9
5.5.1 プロセスレビュー	9
5.5.2 設計レビュー	9
5.5.3 レビューの文書化した情報	9
5.6 情報交換	10
6 環境配慮設計実施のための手引	10
6.1 一般	10
6.1.1 概要	10
6.1.2 環境配慮設計の組織のマネジメントシステムへの組込み	10
6.1.3 環境配慮設計の適用範囲の決定	10
6.1.4 環境配慮設計の要素	11
6.1.5 文書化した情報	11
6.2 ステークホルダーの環境要求事項の分析	11
6.3 環境側面の特定及び評価	12

	ページ
6.4 環境配慮設計の設計及び開発への組み込み	13
6.5 レビュー	13
6.5.1 プロセスレビュー	13
6.5.2 設計レビュー	13
6.5.3 レビューの文書化した情報	14
6.6 情報交換	14
附属書 A (参考) 環境配慮設計の適用例	15
附属書 B (参考) 環境配慮設計手法及びツールの選択	24
参考文献	27
解 説	28

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS C 9910:2011** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

環境配慮設計—原則，要求事項及び手引

Environmentally conscious design—Principles, requirements and guidance

序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **IEC 62430** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

IEC 62430 は、**IEC/TC 111**（電気・電子製品及びシステムに関する環境標準）、及び **ISO/TC 207**（環境マネジメント）が作成し、ダブルロゴ規格として発行されている。この第2版は、2009年に発行された第1版を廃止して、それに置き換わるものである。この版は、旧版に対する次の重要な技術的変更を含んでいる。

- a) 適用範囲は、電気・電子製品及びシステムから、サービスを含む全ての製品に拡張された。
- b) 適用範囲が拡張された結果、要求事項の改訂に電気・電子製品及びシステム以外の製品、特にサービスが考慮に入れられた。
- c) 手引として **箇条 6** が追加された。

この規格の主たる目的は、組織が、環境配慮設計をどのようにしてその設計及び開発に組み込むことが可能であるかに関する要求事項を規定し、手引を示すことである。この規格は、製品規格ではないことから、個々の製品又は一連の製品グループに適用される固有の要求事項については、規定していない。

この規格の対象は、(物理的な) 物品、サービス及びそれらの二つの組合せであり、それらを全て“製品”と称する。

環境配慮設計は、単独で行われるものではなく、組織内での設計及び開発の一部として位置付けられる。

この規格は、マネジメントシステム規格ではないが、この規格の環境配慮設計に関する要求事項は、例えば、**JIS Q 14001** 及び **JIS Q 9001** への適合を支援するために規定され、組織の既存のマネジメントシステムに組み込むことが可能である。

注記 **JIS Q 14001** は、組織の業務マネジメントを環境に与える影響と結び付けるものであるが、設計及び開発に関連するプロセスの要求事項を規定していない。したがって、**JIS Q 14001** は、環境配慮設計を製品の設計及び開発に組み込む方法を規定していないことから、この規格は、**JIS Q 14001** の環境マネジメントシステムを構築済みの組織が追加的にそれを補うものとして利用可能である。なお、**ISO 14006** は、環境配慮設計を環境マネジメントシステムに組み込む方法の手引を示しているが、製品の設計及び開発の中で環境配慮設計を実施する方法は規定していない。

あらゆる製品には環境影響があり、それらは製品のライフサイクルの全ての段階で発生する。影響は、軽微なものから重大なもの、短期的又は長期的なもの、及び地方、国、地域又はグローバルレベル（又は